

居宅介護支援事業所の管理者要件について

1. 管理者の要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員（以下「主任ケアマネ」という。）である必要があります。

ただし、以下のような、主任ケアマネの確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、主任資格を持たない介護支援専門員を管理者とすることが可能です。

○不測の事態※により主任ケアマネを管理者とできなくなった場合で、主任ケアマネを管理者とできなくなった理由と、今後の「管理者確保のための計画書」を本市に届出た場合（この場合の猶予期間は、原則として1年間となります）

※ 想定される不測の事態の主な例は次のとおりです（保険者で個別判断します）

- ・ 本人の死亡・長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 など

※定年退職など事前に欠員することが予測できていたものは「不測の事態」には該当しません

○特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

居宅介護支援事業所の管理者要件について

2. 管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31 時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、**当該管理者が管理者である限り**※、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31 日まで猶予します。

※居宅介護支援事業所を新規で開設する場合や令和9年3月31日までの間に管理者が変更となる場合は、**新たな管理者は主任介護支援専門員である必要があります。**

【詳細参考】 介護保険最新情報Vol.843（令和2年6月5日）

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/0608091949363/ksvol.843.pdf>